

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月7日
【四半期会計期間】	第72期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	第一建設工業株式会社
【英訳名】	DAIICHI KENSETSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高木 言芳
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市中央区八千代一丁目4番34号
【電話番号】	025（241）8111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼経理部長 永滝 茂和
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野一丁目7番15号野村不動産東上野ビル
【電話番号】	03（3833）7893
【事務連絡者氏名】	東京支店総務部長 安達 進
【縦覧に供する場所】	第一建設工業株式会社 東京支店 （東京都台東区東上野一丁目7番15号野村不動産東上野ビル） 第一建設工業株式会社 長野支店 （長野県長野市中御所四丁目4番18号） 第一建設工業株式会社 秋田支店 （秋田県秋田市中通四丁目17番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第3四半期累計期間	第72期 第3四半期累計期間	第71期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(千円)	29,428,332	35,796,052	41,670,591
経常利益(千円)	2,747,608	3,936,598	4,192,119
四半期(当期)純利益(千円)	1,684,608	2,351,705	2,571,121
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	3,302,375	3,302,375	3,302,375
発行済株式総数(株)	20,858,491	20,858,491	20,858,491
純資産額(千円)	37,982,175	41,931,571	39,522,009
総資産額(千円)	48,217,903	56,507,057	51,738,081
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	82.00	114.22	125.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	19.00
自己資本比率(%)	78.77	74.21	76.39

回次	第71期 第3四半期会計期間	第72期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	37.12	54.55

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間の売上高は、前第3四半期累計期間比63億6千7百万円（21.6%増）増収の357億9千6百万円となりました。これは、前事業年度からの繰越工事高の増加や当第3四半期累計期間に受注した工事の進捗等によるものであります。

売上総利益は、前第3四半期累計期間比10億4千万円（22.5%増）増益の56億7千1百万円となりました。これは、売上高の増加を主な要因としたものであります。

販売費及び一般管理費は、前第3四半期累計期間比1億4千6百万円（7.1%減）減少の19億1百万円となりました。

これにより、営業利益は、前第3四半期累計期間比11億8千6百万円（45.9%増）増益の37億6千9百万円、経常利益は、前第3四半期累計期間比11億8千8百万円（43.3%増）増益の39億3千6百万円、四半期純利益は、前第3四半期累計期間比6億6千7百万円（39.6%増）増益の23億5千1百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### （建設事業）

建設事業売上高は、前第3四半期累計期間比63億9百万円（21.8%増）増収の352億9千3百万円となりました。これは、前事業年度からの繰越工事高の増加や当第3四半期累計期間に受注した工事の進捗等によるものであります。また、セグメント利益は、前第3四半期累計期間比11億1千9百万円（44.7%増）増益の36億2千6百万円となりました。これは、売上高の増加を主な要因としたものであります。

#### （不動産事業）

不動産事業売上高は、前第3四半期累計期間比5千7百万円（13.0%増）増収の5億2百万円となりました。これは、賃貸用不動産の売上高増加や販売用不動産の売却等によるものであります。また、セグメント利益は、前第3四半期累計期間比6千6百万円（88.0%増）増益の1億4千2百万円となりました。これは、売上高の増加を主な要因としたものであります。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

##### （建設事業）

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、23,878千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

##### （不動産事業）

研究開発活動は、特段行われておりません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	51,000,000
計	51,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,858,491	20,858,491	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	20,858,491	20,858,491	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	20,858,491	-	3,302,375	-	3,338,395

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 271,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,545,500	205,455	-
単元未満株式	普通株式 41,991	-	-
発行済株式総数	20,858,491	-	-
総株主の議決権	-	205,455	-

（注）証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式（その他）」の欄に400株（議決権の数4個）、「単元未満株式」の欄に16株それぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 第一建設工業株式会社	新潟市中央区八千代一丁目4番34号	271,000	-	271,000	1.29
計	-	271,000	-	271,000	1.29

（注）当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は271,109株となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
社外監査役	-	伊勢 勝巳	平成25年10月31日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.31%
売上高基準	0.83%
利益基準	1.55%
利益剰余金基準	1.57%

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	9,887,624	10,160,972
受取手形・完成工事未収入金等	15,546,650	20,851,738
有価証券	5,542,054	3,592,667
販売用不動産	79,034	690,299
未成工事支出金	280,849	757,381
繰延税金資産	337,958	337,789
その他	1,154,742	1,772,155
貸倒引当金	1,660	2,190
流動資産合計	32,827,254	38,160,815
固定資産		
有形固定資産	11,341,228	10,431,054
無形固定資産	65,848	56,992
投資その他の資産		
投資有価証券	6,999,591	7,515,511
繰延税金資産	163,876	-
その他	<sup>1</sup> 341,381	<sup>1</sup> 343,782
貸倒引当金	1,100	1,100
投資その他の資産合計	7,503,750	7,858,194
固定資産合計	18,910,827	18,346,242
資産合計	51,738,081	56,507,057
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	8,034,598	10,755,609
未払法人税等	1,194,792	886,150
未成工事受入金	333,177	220,033
引当金	36,222	29,166
その他	1,461,899	1,255,126
流動負債合計	11,060,689	13,146,086
固定負債		
繰延税金負債	-	82,092
退職給付引当金	892,188	879,242
資産除去債務	41,284	41,948
その他	221,908	426,116
固定負債合計	1,155,381	1,429,400
負債合計	12,216,071	14,575,486

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,302,375	3,302,375
資本剰余金	3,338,395	3,338,395
利益剰余金	31,905,535	33,866,098
自己株式	191,909	192,147
株主資本合計	38,354,396	40,314,722
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,167,613	1,616,848
評価・換算差額等合計	1,167,613	1,616,848
純資産合計	39,522,009	41,931,571
負債純資産合計	51,738,081	56,507,057



(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高		
完成工事高	28,983,355	35,293,136
不動産事業売上高	444,977	502,915
売上高合計	29,428,332	35,796,052
売上原価		
完成工事原価	24,462,554	29,798,196
不動産事業売上原価	334,738	326,303
売上原価合計	24,797,293	30,124,499
売上総利益		
完成工事総利益	4,520,800	5,494,940
不動産事業総利益	110,238	176,612
売上総利益合計	4,631,039	5,671,552
販売費及び一般管理費	2,048,142	1,901,848
営業利益	2,582,896	3,769,703
営業外収益		
受取利息	14,653	14,849
受取配当金	89,615	104,857
その他	64,280	47,186
営業外収益合計	168,549	166,894
営業外費用		
支払利息	1,254	-
投資有価証券評価損	2,275	-
その他	308	-
営業外費用合計	3,838	-
経常利益	2,747,608	3,936,598
特別損失		
固定資産売却損	-	2,860
固定資産除却損	-	4,337
減損損失	-	42,694
特別損失合計	-	49,892
税引前四半期純利益	2,747,608	3,886,705
法人税等	1,063,000	1,535,000
四半期純利益	1,684,608	2,351,705

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 投資その他の資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
その他	4,647千円	150千円
「その他」中から直接控除している貸倒引当金は、破産更生債権等であります。		

2 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っており、保証額は次のとおりであります。

なお、( )内には共同保証総額を記載しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
㈱カイハツ	35,913千円 (351,952千円)	24,663千円 (241,699千円)

(2) 下記の得意先が行うマンション購入者への手付金保証契約に対する保証を行っており、保証額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
㈱タカラレーベン	93,830千円	151,400千円
東邦ハウジング㈱	-	7,500
計	93,830	158,900

3 訴訟

前事業年度(平成25年3月31日)

当社が施工した朱鷺メッセ連絡通路の一部が落下した事故について、平成16年9月7日付(訴状通達は17日)で、新潟県から民法第719条の「連帯して全部の責任を負う」共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った関係6社に対して8億9千4百万円の損害賠償請求訴訟の提起がなされておりましたが、平成24年3月26日付で原告の請求を棄却する判決が下されました。

この原審での判決に対して、原告から同判決を不服として平成24年4月9日付で控訴の提起がなされました。平成24年7月17日付で提出された控訴理由書においては、民法第415条の債務不履行責任及び同法第719条の共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った当社を含む関係3社に対して8億9千4百万円の損害賠償の請求がなされており、現在も訴訟手続き中であります。

当社といたしましては、訴訟のなかで当社の正当性を主張してゆく方針であります。

当第3四半期会計期間（平成25年12月31日）

当社が施工した朱鷺メッセ連絡通路の一部が落下した事故について、平成16年9月7日付（訴状通達は17日）で、新潟県から民法第719条の「連帯して全部の責任を負う」共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った関係6社に対して8億9千4百万円の損害賠償請求訴訟の提起がなされておりましたが、平成24年3月26日付で原告の請求を棄却する判決が下されました。

この原審での判決に対して、原告から同判決を不服として平成24年4月9日付で控訴の提起がなされました。

平成24年7月17日付で提出された控訴理由書においては、民法第415条の債務不履行責任及び同法第719条の共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った当社を含む関係3社に対して8億9千4百万円の損害賠償の請求がなされ、当社といたしましては、訴訟のなかで本件事故は当社の施工に起因するものではないことを主張してまいりましたが、平成25年11月27日付で裁判所の職権による和解勧告がありました。

当社は、和解勧告の内容が、本件事故は施工上の問題ではなく設計上の問題で発生したものであることが明確にされていること、提示された解決金4百万円が請求額等と比較すればごくわずかな割合であることなどを考慮し、紛争を更に長引かせることなく解決する見地から、裁判所からの和解勧告に応じることが合理的であると判断するに至り、平成25年12月26日付で和解が成立いたしました。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）	当第3四半期累計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）
減価償却費	1,199,235千円	1,132,562千円

（株主資本等関係）

前第3四半期累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	409,587	20	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（社員持株会専用信託口）（以下「信託口」という。）に対する配当金3,622千円を含めておりません。これは、信託口に対する新株式の発行及び自己株式処分について保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとの会計処理をしており、信託口が所有する当社株式を自己株式に含めているためであります。

当第3四半期累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	391,163	19	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	建設事業	不動産事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	28,983,355	444,977	29,428,332
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	28,983,355	444,977	29,428,332
セグメント利益	2,506,886	76,010	2,582,896

(注)セグメント利益の合計は、四半期損益計算書の営業利益と一致いたします。

当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	建設事業	不動産事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	35,293,136	502,915	35,796,052
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	35,293,136	502,915	35,796,052
セグメント利益	3,626,814	142,888	3,769,703

(注)セグメント利益の合計は、四半期損益計算書の営業利益と一致いたします。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	82円00銭	114円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,684,608	2,351,705
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,684,608	2,351,705
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,541	20,587

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

当社が施工した朱鷺メッセ連絡通路の一部が落下した事故について、平成16年9月7日付（訴状通達は17日）で、新潟県から民法第719条の「連帯して全部の責任を負う」共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った関係6社に対して8億9千4百万円の損害賠償請求訴訟の提起がなされておりましたが、平成24年3月26日付で原告の請求を棄却する判決が下されました。

この原審での判決に対して、原告から同判決を不服として平成24年4月9日付で控訴の提起がなされました。

平成24年7月17日付で提出された控訴理由書においては、民法第415条の債務不履行責任及び同法第719条の共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った当社を含む関係3社に対して8億9千4百万円の損害賠償の請求がなされ、当社といたしましては、訴訟のなかで本件事故は当社の施工に起因するものではないことを主張してまいりましたが、平成25年11月27日付で裁判所の職権による和解勧告がありました。

当社は、和解勧告の内容が、本件事故は施工上の問題ではなく設計上の問題で発生したものであることが明確にされていること、提示された解決金4百万円が請求額等と比較すればごくわずかな割合であることなどを考慮し、紛争を更に長引かせることなく解決する見地から、裁判所からの和解勧告に応じることが合理的であると判断するに至り、平成25年12月26日付で和解が成立いたしました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月6日

第一建設工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 朗 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚田 一誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている第一建設工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、第一建設工業株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。